



## 令和5年度各種納税の納期

令和5年度の各町税の納期日は、次のとおりとなります。口座振替の方は、納期日の前日までに口座にご入金をお願いいたします。納期までにご納付いただけない場合は、納期日の20日以内に督促状を発送いたしますので、納期までにご納付をお願いいたします。

税のお知らせ  
Tax Infomation



	令和5年								令和6年		
	5/1	5/31	6/30	7/31	8/31	10/2	10/31	11/30	1/4	1/31	2/29
軽自動車税	全期										
固定資産税		全期/ 1期				2期			3期		
町県民税			全期/ 1期			2期			3期		
国民健康保険税				全期/ 1期	2期		3期	4期		5期	6期

### ●家屋を新築または取り壊したら連絡を

家屋を滅失したら、役場税務課へご連絡ください。ご連絡がない場合、固定資産課税台帳から登録が抹消されずに、固定資産税が課税されたままとなることがあります。また、登記をされている家屋を取り壊した場合や、土地の異動については、法務局で登記をされますようお願いいたします。

### ●各町税滞納の強化について

美波町では、これまでに徳島県と相互併任制度の活用など、各町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）の滞納徴収強化に取り組んできております。

今年度も各町税を滞納されている方に対して、督促状・催告書等の送付にて連絡いたします。納付や納付相談等がなく、滞納を放置されますと法の定めにより財産（給与・預貯金・保険等）の差押え、徳島滞納整理機構への移管等の滞納処分を進めてまいりますので、納期日までに忘れずにご納付ください。

【お問い合わせ】役場税務課 ☎ 0884-77-3615

## 固定資産税課税台帳の閲覧について

自己資産について記載された部分を1年中確認することができるとともに、借地人・借家人についても使用または収益の対象としている部分について閲覧できます。ご自分の所有している土地・家屋、償却資産などの登録事項に誤りがないかどうかを確認してください。

### ●閲覧期間

1年中※受付時間：8:30～17:15  
(土・日・祝日および年末年始のぞく)

### ●閲覧できる人

- ▶納税者
- ▶納税者と同居の親族（確認が必要）
- ▶借地人、借家人
- ▶代理人（納税者からの委任状が必要）

### ●閲覧場所

美波町役場本庁税務課

### ●手数料

300円

【お問い合わせ】役場税務課 ☎ 0884-77-3615

## 消費税インボイス制度説明会

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。適格請求書（インボイス）を交付できるのは、「適格請求書発行事業者（登録事業者）」に限られます。登録事業者になるには、令和5年3月31日までに申請が必要です。つきましては、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、無料の説明会を開催します。

### ●説明会の日程 ※事前予約が必要です。

対象事業者	内容	開催日	開催時間	定員	開催場所
全事業者対象	制度概要の説明 登録申請相談会	4月18日（火）	13:30～16:30	50名	阿南市商工業振興センター 2階展示ホール (阿南市富岡町今福寺34-4)
		5月30日（火）	13:30～16:30	50名	
		6月23日（金）	13:30～16:30	50名	
		7月27日（木）	13:30～16:30	50名	
免税事業者対象	消費税の仕組み から知りたい方 向け	5月31日（水）	14:00～16:00	50名	
		6月22日（木）	14:00～16:00	50名	
		7月28日（金）	14:00～16:00	50名	

※各説明会については、事前予約制としますので、事前に阿南税務署までお申込みください。  
※感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、手指消毒などのご協力をお願いいたします。

国税庁インボイス制度  
特設サイトはこちら→



【お申込み・お問い合わせ】

〈4月まで〉阿南税務署法人課税部門 ☎ 0884-22-0417、〈5月から〉阿南税務署個人課税部門 ☎ 0884-22-0416

## 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

役場税務課ではこの期間中、土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧します。この縦覧は、納税者が自己所有の土地・家屋の価格と隣接の土地・家屋の価格を比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適正かどうかを確認することができるものです。

### ●縦覧期間

令和5年4月3日（月）から令和5年8月31日（木）まで ※受付時間：8:30～17:15（土・日・祝日のぞく）

### ●縦覧できる人

- ▶町内に所在する土地や家屋の固定資産税の納税者
- ▶納税者と同居の親族（確認が必要）
- ▶代理人（納税者からの委任状が必要）
- ▶納税管理人（納税通知書や課税明細書の提示が必要）  
※いずれの場合も納税者所有の土地や家屋が免税点未満の場合は縦覧できません。

### ●縦覧場所

美波町役場本庁税務課 及び 美波町役場由岐支所

### ●ご注意点

- ▶手数料は無料です
- ▶コピー不可となります
- ▶特定の土地の評価額を知りたい、特定の個人が新築した家屋の評価額を知りたいなど、趣旨に逸脱することが明らかな申請は不可となります。

【お問い合わせ】役場税務課 ☎ 0884-77-3615